確定申告のおしらせ

および復興特別



確定申告を必要とする人

▶事業をしている場合や不動産収入 額の合計が、 場合などで、平成25年中の所得金 がある場合、 計額を超えるとき。 基礎控除などの所得控除の合 土地や建物を売った 配偶者控除、 扶養控

♥サラリーマンの方

①給与の年収が2,000万円を超え

②給与所得者で、

給与所得

!や退職所

得以外の各種の所得

(地代、

家賃、

の合計額が20万円を

る場合。

および介護保険料の申告について!!」をご覧

- 告・納付することになります。(原則所得税 額の2.1%) ●生命保険料控除や地震保険料控除等の各種 控除を受ける場合は、市県民税の申告が必
 - 「所得税および復興特別所得 冊子 税の確定申告、市県民税・国民健康保険税
- ●復興特別所得税が創設されました。平成25 年分から平成49年分まで所得税と併せて申

超える場合 原稿料など)

③給与を2か所以上から受けていて、 年末調整をされた主たる給与以外 の給与の収入金額と給与所得や退 合計額が20万円を超える場合。 所得以外の各種の所得金額との

公的年金等を受給している方

①公的年金等の収入金額(2か所以 〇万円を超える場合。 上ある場合はその合計額) が 4 0

②年金所得者で公的年金等に係る雑 20万円を超える場合。 所得以外の 「所得の合計金額」が



書が提出されていて、 外の所得を有しない人。

別所得税について、 平成25年分の所得税および復興特 確定申告書を

い場合でも必ず申告してください。 被保険者の方は、 所得 がな

ください。

市県民税の申告につ 7

申告期限3月17日

され、 されます。 を提出しなければなりません。ただ 所を有する人は、 し、次に掲げる人は申告義務が免除 平成26年1月1日現在、 申告書を提出したものとみな 原則として申告書 市内に住

勤務先から米原市へ給与支払報告 給与所得以

所得を有しない人。 人で公的年金等に係る所得以外の 公的年金等の支払いを受けている

保険税と介護保険料の申告も兼ねて 提出した人。 また、市県民税申告は、 国民健康

みなさんの申告を スムーズに受付けるため に

あらかじめ作成を 「収支内訳書」 「医療費の明細書」 は

- ·農業所得、営業等所得、 成してお越しください。 得の申告をされる人は、 支計算を行い、「収支内訳書」を作 の明細や支払いの領収書等から収 収入金額 不動 産 所
- は各庁舎にあります。 を記入してお越しください。 療費を集計し、「医療費の明細書」 あらかじめ、治療を受けた人ごと 医療費控除の申告をされる人は、 または医療機関ごとに支払った医

次に該当する人は

必ず長浜税務署で申告を。

- 青色申告をする人
- ・土地、 ある人 建物、 株式等の 譲渡所得
- ける人 新たに住宅借入金等特別控除を受
- 先物取引に係る所得がある人
- 山林所得がある人
- 白色申告をする事業者の人(収支内 訳書の作成について)

長浜税務署 ☎62-6144

Information

国税庁ホームページで あなたの確定申告をサポート

国税庁では、ホームページに「確定申告特集 ページ」を開設し、確定申告に関する様々な情 報を提供しています。ぜひご利用ください。

とても便利な「確定申告書等作成コーナー」

申告書の作成の際、「確定申告書等作成コーナ 一」を利用すれば、税額などが自動計算できる ほか、プリントアウトして郵送などで申告書を 提出することもでき、とても便利です。



国税庁ホームページ http://www.nta.go.jp/

「医療費控除」の申告をされるみなさんへ 医療費の領収書は、国保の「高額 療養費申請」にも必要です。

医療費の支払いが高額になった場合、その額 が法で定められた『自己負担限度額(月額)』を 超えると、超過分は「高額療養費」として支給 されます。高額療養費の手続きには支払った医 療費の領収書(原本)が必要です。(後期高齢者 医療保険をはじめ加入中の保険によっては不要 の場合もあります。)

国保に加入されている方で、平成25年中に支 払った医療費の内、ひと月ごとの医療費が高額 療養費の該当になると思われる方は、確定申告 (医療費控除)で領収書を提出される前に、医療 費の領収書を持って市役所各庁舎の窓口で高額 療養費の申請をしてください。

なお、『自己負担限度額 (月額)』は、年齢や 世帯の所得状況によって区分されていますので、 詳しくは下記までお問い合わせください。

- *窓口で領収書をコピーし、原本をお返しします。
- *国保以外の方は、加入中の健康保険(組合)にお問い 合わせください。

お問い合わせ 市民部 保険課(近江庁舎) **☎**52-6922 **3**52-8730

\$9 ご来 会場 指 **(税務署** 定さ ŋ 王 時 場 ź が から れ 決 H たださ た相 いまっ で $\hat{\sigma}$ 16 告会 で、 祝 時 7 申 H 1) までです 公場に ·告相談を 睛 場 13 は 相談 間 は ま ず。 米 に 混 原市 嵵 余 お 3 う 間裕 越 で 合 しくだ うこと きるだけ つ 役 は を 7 ŧ 所 11 ず つ ま 長 7 が れ

申 相 談に 談 H う 1) 7 は 9 U3 次 \mathcal{O} \exists

受け

付

け

ります。

学

这ご

とに

相

談

H 程

対象学区等	相談会場	相談日 (受付時間 9時~16時)
旧山東東学区	山東庁舎	2月17日(月)、3月 6日(木)
旧山東西学区	山東庁舎	2月18日(火)、2月19日(水) 3月 6日(木)
柏原学区	山東庁舎	2月20日(木)、2月21日(金) 3月 7日(金)、3月10日(月)
大原学区	山東庁舎	2月24日(月)、2月25日火) 3月11日(火)
春照学区	ジョイいぶき	2月26日(水)、3月 3日(月) 3月 4日(火)、3月 5日(水)
伊吹学区	ジョイいぶき	2月27日(木)、2月28日(金)
東草野学区	ジョイいぶき	2月28日(金)、3月 4日(火)
旧米原学区	米原庁舎	2月17日(月)、2月20日(木) 3月 5日(水)、3月 6日(木)
旧入江学区	米原庁舎	2月18日(火)、2月19日(水) 3月 7日(金)
旧息郷学区	近江庁舎	2月21日(金)、3月 4日(火)
	米原庁舎	3月10日(月)
旧醒井学区	近江庁舎	2月21日(金)、3月 4日(火)
	米原庁舎	3月10日(月)
息長学区	近江庁舎	2月24日(月)、2月25日(火) 2月28日(金)、3月11日(火)
坂田学区	近江庁舎	2月26日(水)、2月27日(木) 3月 3日(月)、3月11日(火)
全学区	近江庁舎	3月12日(水)、3月13日(木) 3月14日(金)、3月17日(月)

- *旧山東東学区・・・長岡、万願寺、西山
- *旧山東西学区…志賀谷、北方、菅江、山室、大鹿、堂谷、本郷、加勢野
- *旧米原学区・・・梅ケ原、米原、米原西、下多良、中多良、上多良、
- 多良、入江、賀目山
- *旧入江学区…朝妻、筑摩、磯(磯北、磯中、磯元、磯南) *旧息鄉学区…河南、樋口、南三吉、三吉、西坂、東番場、西番場
- *旧醒井学区…一色、醒井、枝析、下丹生、上丹生

お問い合わせ 市民部 税務課(近江庁舎) **☎**52−1556 **3**52−8730